

第 1 2 1 号議案

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区プールの衛生管理に関する条例の一部を改正する条例
足立区プールの衛生管理に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 7
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「について」を「が当該経営を譲渡し、又は許可
経営者について」に、「又は」を「若しくは」に、「当該プールの経営」
を「当該経営」に、「相続人（）」を「当該経営を譲り受けた者又は相続
人（）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行
する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の 2 の規定は、施行日以後にプールの経営の譲渡が
あった場合における当該経営を譲り受けた者について適用し、施行日
前に当該経営を譲り受けた者については、なお従前の例による。

（提案理由）

経営者の地位の承継に関する規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。